



愛知県に提出用

整理番号
※愛知県処理欄

過誤納金(還付金)還付請求権譲渡通知書

令和 年 月 日

愛知県名古屋東部県税事務所長 殿

譲渡人が自署してください。(法人の場合はゴム印可)

譲渡人

(自動車税の場合、課税年度の4月1日現在の名義人(納税通知書に記載の氏名(法人名)))

現住所(所在地)

☐ 愛知 県
☐ 都・道・府・県

フリガナ

氏名(法人名)

法人代表者役職及び氏名

(日中の連絡先 — —)

私(当社)が貴職に対して有する下記過誤納金(還付金)の還付請求権は、
令和 年 月 日 に、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。

譲受人

現住所(所在地)

氏名(法人名)

法人代表者役職及び氏名

(日中の連絡先 — —)

実印

譲渡人の印鑑(登録)証明書の印影と同じ印を鮮明に押印してください。記入内容の訂正には原則として実印が必要です。

記

1 譲渡した過誤納金(還付金)

税 目	☐ 自動車税	過誤納金(還付金)の金額	円
年 度	令和 年度	譲渡した過誤納金(還付金)の金額	円
登録番号又は期(月)別		納付(納入)年月日	令和 年 月 日
過誤納金(還付金)の発生理由・発生年月日	☐ 抹消登録(廃車) ☐ 重複(超過)納付(納入) ☐ 減 免() ☐ その他()	【 令和 年 月 日 抹 消 登 録 】 【 令和 年 月 日 納 付(納入) 】	

※太線で囲った項目(税目、年度、登録番号又は期(月)別及び過誤納金(還付金)の発生理由・発生年月日)は、譲渡された過誤納金(還付金)を特定するために必要な項目のため、もれなくご記入ください。

2 過誤納金(還付金)の振込先(譲受人名義の口座に限ります。)

金融機関名	銀行・信用金庫 信 用 組 合 農 協 ・ 漁 協	支店名	本店・支店 本所・支所
金融機関コード		支店コード(店番)	
預金種目	普通・当座・	口座番号 (右詰め)	
口座名義人 (カタカナ)			

※ゆうちょ銀行の場合は、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」をご記入ください。

提出期限

抹消登録をした日の翌月5日(必着)又は重複納付した日の3日後(必着)

*できるだけお早めにご提出ください。提出期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、翌閉庁日が提出期限(必着)です。

添付書類

- ☐ 譲渡人の印鑑(登録)証明書(発行日から12か月以内のもの。コピー可(等倍に限る)。)
- ☐ 譲渡人の氏名(法人名)・住所(所在地)が車検証と異なる場合は、変更の経緯が分かる書類(住民票の写し、戸籍の附票、登記簿謄本等(発行日から12か月以内のもの。コピー可))
- ☐ 還付金の発生事由を証する書類(登録識別情報等通知書又は輸出抹消仮登録証明書のコピー、領収証書など)

◎譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当(委託納付)されるため、譲受人に還付されない場合や充当(委託納付)後の残額が譲受人に還付される場合があります。

(PDF版) 2026.09

この書類を愛知県名古屋東部県税事務所長に提出すると、過誤納金(還付金)は譲受人に支払われます。

「過誤納金(還付金)還付請求権譲渡通知書」記入例

<自動車税の場合>

愛知県に提出用

整理番号

※愛知県税務課

過誤納金(還付金)還付請求権譲渡通知書

令和 年 月 日

愛知県名古屋東部県税事務所長 殿

譲渡人が自署してください。(法人の場合はゴム印可)

譲渡人(自動車税の場合、課税年度の4月1日現在の名義人(納税通知書に記載の氏名(法人名)))

現住所(所在地) ☒ 愛知県 ☐ 岐阜県 ☐ 三重県 ☐ 滋賀県 ☐ 京都府 ☐ 大阪府 ☐ 兵庫県 ☐ 奈良県 ☐ 和歌山県 ☐ 徳島県 ☐ 香川県 ☐ 高松市 ☐ 高松市 ☐ 高松市

氏名(法人名) 東部 太郎

法人代表者役職及び氏名

(日中の連絡先 080 - 0000 - 0000)

私(当社)が貴職に対して有する下記過誤納金(還付金)の還付請求権は、

令和 年 月 日に、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。

譲受人

現住所(所在地) 名古屋市中区三の丸3-1-2

氏名(法人名) 愛知県 株式会社

法人代表者役職及び氏名 代表取締役 愛知 一郎

(日中の連絡先 080 - 9999 - 9999)

記

1 譲渡した過誤納金(還付金)

税 目	☒ 自動車税	過誤納金(還付金)の金額	円
年 度	令和 7 年度	譲渡した過誤納金(還付金)の金額	円
登録番号又は期(月)別	名古屋 3 0 0	納付(納入)年月日	令和 年 月 日
過誤納金(還付金)の発生理由	☒ 抹消登録(廃車)	令和 7 年 9 月 30 日 抹消登録	
・発生年月日	☐ 重複(超過)納付(納入)	令和 年 月 日 納付(納入)	
	☐ 減 免		
	☐ その他		

※太線で囲った項目(税目、年度、登録番号又は期(月)別及び過誤納金(還付金)の発生理由・発生年月日)は、譲渡された過誤納金(還付金)を特定するために必要な項目のため、もれなくご記入ください。

2 過誤納金(還付金)の振込先(譲受人名義の口座に限りです。)

金融機関名	金融機関コード	支店名	愛知県庁出張所
三菱UFJ			本店・支店
預金種目	普通・当座	口座番号	支店コード(店番)
口座名義人	アイチケン(カ)	0 0 9 9 9 9 9	
(カタカナ)			

※ゆうちょ銀行の場合は、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」をご記入ください。

提出期限 抹消登録をした日の翌月5日(必着)又は重複納付した日の3日後(必着)

※できるだけ早く提出してください。提出期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、翌閉庁日が提出期限(必着)です。

添付書類

- ☐ 譲渡人の印鑑(登録)証明書(発行日から12か月以内のもの。コピー可(等倍に限る。))
- ☐ 譲渡人の氏名(法人名)・住所(所在地)が車検証と異なる場合は、変更の経緯が分かる書類(住民票の写し、戸籍の附票、登記簿謄本等(発行日から12か月以内のもの。コピー可))
- ☐ 還付金の発生事由を証する書類(登録識別情報等通知書又は輸出抹消仮登録証明書のコピー、領収証書など)

◎譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当(委託納付)されるため、譲受人に還付されない場合や充当(委託納付)後の残額が譲受人に還付される場合があります。

この書類を愛知県名古屋東部県税事務所長に提出すると、過誤納金(還付金)は譲受人に支払われます。

譲渡人が自署してください。(法人の場合はゴム印可)

印鑑(登録)証明書のとおりに記入ください。

法人の場合は、組織名、代表者役職、代表者名までご記入ください。

課税年度の4月1日現在の登録番号をご記入ください。

金融機関名、支店名は通帳などでご確認ください。外国銀行など、振込みできない金融機関があります。

添付書類に不足がないことをご確認ください。

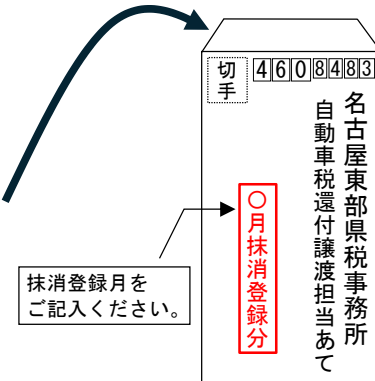
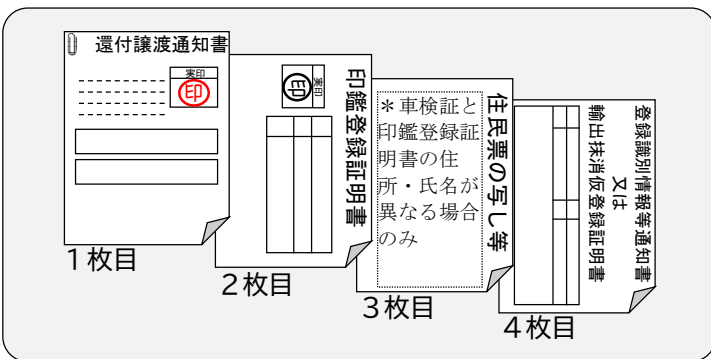
譲渡人の印鑑(登録)証明書の印影と同じ印を鮮明に押印してください。(記載内容の訂正には原則として実印が必要です。)

登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書などで確認できる抹消登録日をご記入ください。

口座番号は右詰めで記入し、空欄部分は“0”で埋めてください。

預金者名を正確にご記入ください。

還付譲渡通知書1件ごとに添付書類を順に揃えてください。



【愛知県公式Webサイト】

還付金の還付請求権を譲渡した場合の取扱いについて



提出先

〒460-8483

↓↓↓↓切り取って宛名としてご利用ください。↓↓↓↓

(個別郵便番号・所在地記載不要)

名古屋東部県税事務所 自動車税還付譲渡担当あて

月抹消登録分

還付譲渡通知書チェックリスト

記入漏れ、添付書類不足が大変多くなっています！

間違いやすいポイントをまとめましたので、提出前にもう一度チェック！

愛知県公式Webサイト「還付金の還付請求権を譲渡した場合の取扱いについて」→→→→→



1 記入前のチェック

☐ 譲渡する還付金が発生しますか？

- ・抹消登録月までの月数分の税額のみを納付済みであったり、未納の場合は、譲渡する還付金が発生しませんので、提出しないでください。
- ・還付金が発生するかなどについてのお問合せは、譲渡人(納税義務者)以外にはお答えできません。

☐ (譲受人が県税事務所に提出する場合) 還付金が譲受人に譲渡されることを、譲渡人に説明済みですか？

- ・「還付金を譲渡した覚えはない」との苦情が県税事務所に大変多くあります。「この書類を提出すると、譲渡人は還付金を受け取れなくなる」ことをご説明いただき、譲渡人が納得の上、記入をご依頼ください。

☐ 提出期限(抹消登録日の翌月5日必着)に間に合いますか？

- ・抹消登録をした日の翌月5日(必着)が提出期限です。
- ・提出期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日が提出期限(必着)です。
- ・提出期限間際は、書類審査が混み合いますので、できるだけお早めにご提出ください。

2 還付譲渡通知書のチェック

☐ 譲渡人の現住所(所在地)・氏名(法人名)は、譲渡人が自署しましたか？

- ・法人の場合は、ゴム印が使用できます。
- ・法人の場合は、組織名称(「株式会社」など)、代表者の役職名(「代表取締役」など)、代表者氏名を省略せずにご記入ください。

☐ 譲渡人の実印は鮮明に押印されていますか？

- ・譲渡人の印鑑(登録)証明書の印影と同じ印を鮮明に押印してください。
- ・記入内容の訂正には原則として譲渡人の実印が必要です。

☐ 譲受人の現住所(所在地)・氏名(法人名)・代表者役職及び氏名は、正しく記入されていますか？

- ・法人の場合は、ゴム印が使用できます。
- ・法人の場合は、組織名称(「株式会社」など)、代表者の役職名(「代表取締役」など)、代表者氏名を省略せずにご記入ください。

☐ 4月1日時点の登録番号(ナンバー)が記入されていますか？

- ・4月1日時点で愛知県ナンバー以外の場合は、愛知県で課税されていないので、提出しないでください。

☐ 振込口座は正確に記入されていますか？

- ・金融機関名、支店名、預金種目、口座名義人は通帳などでご確認いただき、正確にご記入ください。
- ・外国銀行など、振込みできない金融機関があります。

3 添付書類のチェック

☐ 印鑑(登録)証明書を同封しましたか？

- ・発行日から12か月以内の印鑑(登録)証明書を同封してください。
- ・コピーの場合は、等倍コピーしてください。

☐ 還付金の発生事由を証する書類を同封しましたか？

- ・登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書などのコピーを同封してください。

☐ (譲渡人の氏名・住所が車検証と異なる場合) 変更の経緯が分かる書類(住民票の写し、戸籍の附票、登記簿謄本等(発行日から12か月以内のもの))のコピーを同封しましたか？

- ・納税義務者がお亡くなりになっている場合は、相続人を譲渡人とすることができます。愛知県税務課ホームページから「相続人代表者の申立書」をダウンロードしていただき、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本、遺産分割協議書等)のコピーとともにご提出ください。還付額が10万円以上の場合は名古屋東部県税事務所(収納管理課)にお問合せください。